

青梅市教育委員会訓令（甲）第1号

青梅市職員の旅費に関する条例の一部改正に伴う関係規程の整理に関する規程を次のように定める。

令和8年7月10日

青梅市教育委員会

教育長 橋 本 雅 幸

青梅市職員の旅費に関する条例の一部改正に伴う関係規程の
整理に関する規程

（青梅市教育委員会事案決定規程の一部改正）

第1条 青梅市教育委員会事案決定規程（昭和44年教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1 共通決定事案2 人事に関する事項の表4の項中「出張命令」を「旅行命令」に改める。

（青梅市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を市立学校長および副校長に委任する規程の一部改正）

第2条 青梅市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を市立学校長および副校長に委任する規程（平成13年教育委員会訓令（甲）第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第2号オ中「出張命令」を「旅行命令」に改める。

付 則

この規程は、公表の日から施行する。